

前金	部分払
有	1 回

令和3年度営消総継第72号  
津市北消防署機械設備工事

工事場所	津市 栗真中山町 地内					
工 期	令和5年5月22日まで					
工事概要	<p>新築 津市北消防署 鉄骨造2階建 延面積1,451㎡ ※上記に係る機械設備工事 一式</p>					
部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
/			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者





機械設備					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
空調設備	機器設備	1	式		
空調設備	配管設備	1	式		
計					
換気設備	機器設備	1	式		
換気設備	外設備	1	式		
計					
衛生器具設備	衛生器具設備	1	式		
計					
給水設備	屋外給水設備	1	式		
給水設備	屋内給水設備	1	式		
計					
排水設備	屋外排水設備	1	式		
排水設備	屋内排水設備	1	式		
計					
給湯設備	給湯設備	1	式		
計					
ガス設備	屋外ガス設備	1	式		
ガス設備	屋内ガス設備	1	式		
計					
浄化槽設備	浄化槽設備	1	式		





機械設備		空調設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
冷媒用 断熱材被覆銅管	6.35外径( 1/4B) 液管 厚8mm	241	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	9.52外径( 3/8B) 液管 厚8mm	184	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	9.52外径( 3/8B) ガス管 厚20mm以上	166	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	12.7 外径( 1/2B) ガス管 厚20mm以上	75	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	15.88外径( 5/8B) ガス管 厚20mm以上	140	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	25.4 外径(1 B) ガス管 厚20mm以上	44	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 40A	36	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 30A	15	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 20A	90	m			
600Vポリエチレン絶縁 耐燃性ポリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2.0mm <sup>2</sup> - 3C 管内	425	m			
EM-CEE-Sケーブル	1.25mm <sup>2</sup> - 2C 管内	69	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	17	m			
掘方埋戻し		1	式			
保温工事	SUSラッキング含む	1	式			
塗装工事		1	式			
はつり及び補修		1	式			
防火区画貫通処理 費		1	式			
スリーブ工事費		1	式			
計						

機械設備		換気設備		機器設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
V-1	天井換気扇 低騒音形 450m3/H 100Pa SUS製深型フード 他付属品共	8	台			
V-2	天井換気扇 低騒音形 インテリア格子タイプ 400m3/H 80Pa SUS製深型フード 他付属品共	1	台			
V-3	天井換気扇 低騒音形 320m3/H 100Pa SUS製深型フード 他付属品共	2	台			
V-4	天井換気扇 低騒音形 インテリア格子タイプ 320m3/H 60Pa SUS製深型フード 他付属品共	1	台			
V-5	天井換気扇 低騒音形 インテリア格子タイプ 280m3/H 40Pa SUS製深型フード 他付属品共	1	台			
V-6	天井換気扇 低騒音形 250m3/H 30Pa SUS製深型フード 他付属品共	3	台			
V-7	天井換気扇 低騒音形 インテリア格子タイプ 220m3/H 40Pa SUS製深型フード 他付属品共	4	台			
V-8	天井換気扇 低騒音形 160m3/H 60Pa SUS製深型フード 他付属品共	1	台			
V-9	天井換気扇 低騒音形 140m3/H 40Pa SUS製深型フード 他付属品共	2	台			
V-10	天井換気扇 低騒音形 130m3/H 60Pa SUS製深型フード 他付属品共	2	台			
V-11	天井換気扇 低騒音形 70m3/H 30Pa SUS製深型フード 他付属品共	15	台			
SUS製 深型ハブフード	ガラリ付 100φ (FV-12用)	5	個			
OA-1	給気口 給排気グリル SUS製 φ200 天井・壁取付形 フィルター付	17	個			
OA-2	給気口 給排気グリル SUS製 φ150 天井・壁取付形 フィルター付	16	個			
FE-1	排風機 ストレートシロッコファン 厨房用 1030m3/H 200Pa	1	台			
F-1	有圧換気扇 低騒音形 600m3/H 30Pa	3	台			
BT-1	ベンチレーター 防爆形 引火防止ステンレス網(40メッシュ)	1	台			
フードA(GF付)	1050X750X700H	1	個			
給気用 SUSフェサードカバー	450X450(防虫網)着脱可	1	個			
排気用 SUSフェサードカバー	300X300(防鳥網)着脱可	1	個			







機械設備		衛生器具設備		衛生器具設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
洋風便器	CS232B, SH232BA(ロータック), TCF586AU (洗浄便座、擬音装置付), HM220 同等品	10	組			
棚付二連紙巻器	YH702 同等品	10	個			
洋風便器	CS232B, SH232BA(ロータック), TCF5840PN (洗浄便座、ふた無し), HM220 同等品	1	組			
跳上げ手すり (紙巻器付)	T112HP8 同等品	1	組			
L型手すり	T112CL11 同等品	1	組			
手洗器	LSW570ASR 同等品	1	組			
背もたれ	EWC285CS 同等品	1	組			
オストメイトハック	UAS81RDB1NNW(電気温水器付) UTR141 同等品	1	組			
カウンター一体形洗面器	L270CM, TEN77G1(自動水栓), TL220D, T7PW1, TS126AR(水せっけん) 同等品	1	組			
手洗器	LSW570APR 同等品	1	組			
センサー一体形小便器	UFS900WR 同等品	6	組			
小便器用手すり	T112CU22 同等品	1	組			
掃除流し	SK22A, T23AEQ20C(横水栓), TN114, T9R, T37SGEP, HH04060 同等品	4	組			
汚物流し	SKL330HNFP 同等品	1	組			
手術用手洗器	L112, TEN582(自動水栓), TL112P, T9R, T8C, HH04060 同等品	1	組			
洗面器	L30DM, TENA40AW(自動水栓), TL220D, T22BP, TS126AR(水石けん), HH04060 同等品	1	組			
洗面化粧台	LDA756BEURA, LMA752E(三面鏡) 同等品	3	組			
洗濯機ハン	PWSP74H2W, 排水トラップ共 同等品	4	組			
はめ込み洗面器	L531, TENA40AW(自動単水栓), T6PM1 TL516GR 同等品	8	組			
同上カウンター	ML60, L=900 MFT3C0894B7NB12W フロントハ 視扉式 ブラケット共 同等品	2	組			

機械設備		衛生器具設備			衛生器具設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
同上カウンター	ML60, L=1800 MFT3C1794D±NB12W フロント 視扉式 フラケット共 同等品	2	組				
同上カウンター	ML60, L=2200 MFT3C2194D±NB12W フロント 視扉式 フラケット共 同等品	1	組				
化粧鏡	YM4560F 同等品	8	枚				
化粧鏡	YM4510F 同等品	1	枚				
自動水栓	TEN582 同等品	2	個				
シングルレバー混合水栓	TKS05314J 同等品	2	個				
シャワー金具	TBV0340J一式, THYB70-1(自在スバウト) THC70C(ヘッド), TH5C0771(ホース), THYC51(ハンカチ) x2 同等品	1	組				
洗濯機用水栓	TW11R 同等品	4	個				
ホーム水栓	T200SNR13C 同等品	10	個				
横水栓	T23BNR13C 同等品	2	個				
散水栓	T28UNH13 同等品	2	個				
化粧鏡	UGM300 同等品	1	枚				
水栓柱	H=1200 アルミ製	3	個				
うがい器	CO-WSG型 同等品	1	個				
自動手指消毒器	HDI-2020 同等品	1	個				
計							

機械設備		給水設備		屋外給水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
TW-1 受水槽	SUS製 パネル付 単板ポンプ室付 受水槽 1.0x2.0x2.0H ポンプ室 1.5x2.0x2.0H 水平震度 Kh=1.5G	1	基			
PWU-1 加圧給水装置	推定末端圧一定 インバータ制御 ユニット自動交互並列運転 50Ax40Ax280L/minx36m 2.2kwx2	1	基			
機器搬入費	受水槽,加圧給水装置 含む	1	式			
給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 65A	40	m			
給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 30A	3	m			
給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 25A	35	m			
給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 20A	68	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 65A	5	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 40A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 32A	6	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 屋外架空・暗渠 20A	4	m			
仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 40A	2	個			
仕切弁(管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	4	個			
仕切弁(管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	4	個			
仕切弁(管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 25A	1	個			
仕切弁(管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 40A	2	個			
仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 32A	2	個			
逆止弁(管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 40A	2	個			
ライニングハーフライ弁	10K(ウェハー) 65A	2	個			

機械設備		給水設備		屋外給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ボール弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	5	個			
Y形ストレーナー (管端防食コア)	10K 20A	1	個			
定水位弁 20A		1	個			
ボールタップ	20A	1	個			
フレキシブルジョイント	ヘローズ形 20A	6	個			
フレキシブルジョイント	合成ゴム製 65A	2	個			
フレキシブルジョイント	合成ゴム製 40A	2	個			
水位制御用電極棒	4P	1	個			
弁柵	機 械 VC-P( 550H)	5	組			
給水本管引込工事	GX管75A, 不断水ハルブ75A, 単口消火栓, 消火栓ボックス, 量水器設置, 量水器ボックス, 止水栓75A, 掘方埋戻し, アスファルト撤去復旧, 配管接続費 含む	1	式			
掘方埋戻し費		1	式			
保温工事	SUSラッキング 含む	1	式			
埋設標示	鉄製, コンクリート製, 埋設シート含む	1	式			
既設撤去費	量水器ボックス撤去, キャップ止め含む	1	式			
発生材処分	積込運搬含む	1	式			
計						

機械設備		給水設備			屋内給水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 32A	5	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 25A	11	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 20A	28	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 40A	7	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 32A	6	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 25A	11	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 20A	49	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 65A	5	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 50A	1	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 40A	22	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 32A	19	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 25A	6	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 20A	31	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 32A	10	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 25A	6	m				
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 20A	61	m				
仕切弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 40A	2	個				
仕切弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 32A	4	個				
仕切弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 25A	3	個				
仕切弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	2	個				





機械設備		排水設備		屋外排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
GT-1 クォーリストップ	FRP製 埋設形配管接続用 100L	1	個			
GT-2 カソリントラップ	FRP製 埋設形配管接続用 285L	1	個			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	11	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋外架空・暗渠 40A	6	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋外架空・暗渠 20A	10	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VU)	地中配管 150A	80	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 125A	82	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	54	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 65A	17	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 50A	10	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 40A	8	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋外架空・暗渠 100A	9	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	14	m			
排水目皿	D金具 50A	1	個			
露出型ハントキャップ	ステンレス製 100φ	1	個			
(1)雨水用塩ビ柵	125-200-90Y T-25 200H	1	組			
(2)雨水用塩ビ柵	125-200-90Y T-25 260H	1	組			
(3)雨水用塩ビ柵	125-200-90Y T-25 330H	1	組			
(4)雨水用塩ビ柵	150-200-90Y T-25 390H	1	組			
(5)雨水用塩ビ柵	(5)150-200-90Y T-25 410H	1	組			

機械設備		排水設備		屋外排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(6)雨水用塩ビ樹	150-200-90L T-25 450H	1	組			
(7)雨水用塩ビ樹	125-200-90L T-25 200H	1	組			
(8)雨水用塩ビ樹	125-200-90Y T-25 260H	1	組			
(9)雨水用塩ビ樹	150-200-90L T-25 310H	1	組			
(10)雨水用塩ビ樹	150-200-90Y T-25 350H	1	組			
(11)雨水用塩ビ樹	150-200-90L T-25 370H	1	組			
(12)雨水用塩ビ樹	100-200-90L T-25 460H	1	組			
(13)雨水用塩ビ樹	125-200-90Y T-25 280H	1	組			
(14)雨水用塩ビ樹	150-200-90Y T-25 520H	1	組			
(15)雨水用塩ビ樹	150-200-90Y T-25 540H	1	組			
(16)雨水用塩ビ樹	150-200-90L T-25 570H	1	組			
(17)雨水用塩ビ樹	150-200-90Y T-25 620H	1	組			
(18)雨水用塩ビ樹	150-200-ST T-25 660H	1	組			
(19)雨水用コンクリート樹 (汚水雨水切替樹)	450x450 格子蓋 340H 分水栓共	1	組			
①小口径塩ビ樹	100-150-90L 塩ビ 500H	1	組			
②小口径塩ビ樹	100-150-90Y 塩ビ 530H	1	組			
③小口径塩ビ樹	100-150-UTK 塩ビ (トラップ・ハンド付) 540H	1	組			
④小口径塩ビ樹	100-150-90Y 塩ビ 550H	1	組			
⑤小口径塩ビ樹	100-150-90Y 塩ビ 560H	1	組			
⑥小口径塩ビ樹	100-150-90Y 塩ビ 590H	1	組			

機械設備		排水設備		屋外排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
⑦小口径塩ビ桝	125-200-90L T-25 620H	1	組			
⑧小口径塩ビ桝	125-200-90L T-25 630H	1	組			
⑨小口径塩ビ桝	125-200-90Y T-25 640H	1	組			
⑩小口径塩ビ桝	125-200-90Y T-25 660H	1	組			
⑪小口径塩ビ桝	100-200-ST T-25 550H	1	組			
⑫小口径塩ビ桝	125-200-90Y T-25 670H	1	組			
⑬小口径塩ビ桝	125-200-90Y T-25 700H	1	組			
⑭小口径塩ビ桝	125-200-90Y T-25 710H	1	組			
⑮小口径塩ビ桝	125-200-90Y T-25 720H	1	組			
⑯小口径塩ビ桝	125-200-90L T-25 800H	1	組			
配管用防虫網	40A	1	個			
青銅仕切弁	5K(ねじ) 40A	1	個			
塗装工事		1	式			
掘方埋戻し		1	式			
はつり及び補修		1	式			
計						

機械設備		排水設備		屋内排水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 100A	18	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 75A	13	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 65A	6	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 50A	7	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 40A	10	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 100A	14	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 75A	8	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 65A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 50A	9	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 40A	11	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 100A	49	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 75A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 65A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 50A	35	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 40A	4	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	屋内一般 100A	37	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	屋内一般 75A	11	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	屋内一般 65A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	屋内一般 50A	25	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	屋内一般 40A	5	m			

機械設備		排水設備		屋内排水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 75A	13	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	6	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	機械室・便所 50A	10	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	6	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	屋内一般 50A	26	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	屋内一般 40A	4	m			
床上掃除口 (非防水形)	COA 100A	9	個			
床上掃除口 (非防水形)	COA 80A	2	個			
床上掃除口 (非防水形)	COA 65A	2	個			
床上掃除口 (非防水形)	COA 50A	3	個			
排水目皿	C金具 50A	1	個			
排水目皿	D金具 50A	4	個			
床排水トラップ (非防水形)	T 5A 80A	1	個			
排水通気金物	アルミ製 露出型 80A	1	個			
排水通気金物	アルミ製 露出型 50A	3	個			
間接排水口 トラップ付	50A	1	個			
掘方埋戻し		1	式			
スリーブ工事費		1	式			
計						

機械設備		給湯設備		給湯設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
GW-1 ガス給湯器	屋外壁掛け形32号 配管カバー、リモコン、コード、 他必要部材一式	1	台			
GW-2 ガス給湯器	屋外壁掛け形24号 配管カバー、リモコン、風呂リモコン、コード、循環 7ヶブケ、他必要部材一式	2	台			
GW-3 ガス給湯器	屋外壁掛け形20号 配管カバー、リモコン、コード、 他必要部材一式	2	台			
EH-1 小型電気温水器	据置形 飲用可能 12L 排水ホッパー、 接続フレキ、止水栓、他必要部材一式	2	台			
給湯用内外面硬質塩ビライニング鋼管 (WHTLP)	ねじ接合 屋内一般 20A	51	m			
給湯・耐熱性硬質塩ビライニング鋼管 (管端防食)	ねじ接合 屋内一般 20A	55	m			
ポリ管	10φ	31	m			
さや管	28φ	31	m			
フレキシブルジョイント	ベローズ形 20A	5	個			
掘方埋戻し		1	式			
保温工事	SUSラッキング含む	1	式			
スリーブ工事費		1	式			
計						











## 特記仕様書

### 【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

<名札の例>

### 【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者
	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

### 【安全対策に関する事項】

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に抑え、安全対策を講ずること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

### 【分離発注での安全対策追記】

本工事は他の工事と重複することから、安全対策や工程などの調整を図ることを目的とする安全対策協議会などを設置し、また設置されている場合は、これに積極的に参加し、安全対策をはじめ施工時期の調整など密接な調整を図り、各工事と協調をもって施工すること。

### 【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

### 【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

### 【継続費支弁の2年度以上にわたる契約における前金払いに関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、各年度出来高予定額（請負代金に各年度出来高予定額の割合を乗じた額）の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

なお、令和5年度以降の前払金については、前年度出来高予定額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。

各年度出来高予定額の割合については、【部分払に関する事項】に示す。

### 【部分払に関する事項】

本工事の部分払は、津市工事請負契約約款第37条に基づき、その請求に応じてこれを行うが、部分払のできる回数は津市建設工事執行規則に基づき、1回以内とする。

支払額は、各年度支払い限度額（各年度出来高予定額の10分の9）の範囲内で工事出来高部分に相応する請負代金相当額の10分9以内の額とする。

なお、工事における各年度出来高予定額の割合は次のとおりとする。

令和4年度	26.0%程度
令和5年度	74.0%程度

#### 【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

#### 【工事実績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### 【分離発注に関する事項】

本工事に係る建築工事および電気設備工事および土木工事は分離発注となるため、各工事の受注者は相互に協力し工事全体の円滑な運営をはかること。

#### 【火災保険に関する事項】

津市工事請負契約約款第57条に定める火災保険を次の条件により付し、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 保険期間 | 開始日      | 工事着手日       |
|        | 終了日      | 工期に15日を加えた日 |
| 2 保険金額 | 請負代金額相当額 |             |

#### 【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第57条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

#### 【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

#### 【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

#### 【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

#### 【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活

用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

**【完成報告書】**

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

**【木材の調達目標】**

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

**【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】**

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等（新型コロナウイルス感染症の拡大を含む。）の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

**【設計変更に関する事項】**

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

**【建設発生土に関する事項】**

受注者は、建設発生土を民有地へ処分する場合は土地所有者から「建設発生土受入承諾書」を得たうえで監督員に報告すること。なお、建設発生土を搬出する場合は「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握すること。

**【地中廃棄物に関する事項】**

地中より出現する廃棄物は、地歴調査等の結果、旧建築物の解体工事での事業活動によって生じた産業廃棄物ではなく、過去に発生した集中豪雨によって生じた災害廃棄物を当該敷地に一時集積されたものの取り残しであり、「一般廃棄物」に該当することから、処理等については協議を行うこと。

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</li> <li>2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</li> <li>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</li> <li>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</li> <li>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</li> <li>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</li> <li>7 市長等が行う施策に協力すること。</li> </ol>
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請業者をはじめ、下請業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。</li> <li>3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。</li> <li>4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</li> <li>6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。</li> <li>7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。 この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金の変更の対象とするものとする。</li> </ol>

## 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

### 1 趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

### 2 発注者及び受注者の責務

- (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。
- (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

### 3 定義

- (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。
- (2) 「不当要求行為等」とは、
  - ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
  - イ 暴力行為、脅迫行為
  - ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
  - エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
  - オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
- (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

### 4 工事説明の進め方

- (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。
- (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。



- (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。
- (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

#### 5 不当要求行為等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等(津市事務分掌規則(平成18年1月1日規則第6号)第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。)に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。
- (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。

## ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。  
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。  
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。  
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。